

## 「地層処分研究開発調整会議」について

平成 29 年 5 月

### 1. 背景・目的

- 地層処分に係る研究開発について、原子力政策大綱(平成17年10月 閣議決定)で「国及び研究開発機関等は、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に進められるよう連携・協力するべきである」とされたこと等を受け、同年、資源エネルギー庁主催の下、日本原子力研究開発機構及び関連研究機関が参画する「地層処分基盤研究開発調整会議」(以下、基盤調整会議という。)を開始。
- 基盤調整会議では、PDCAサイクルを回しながら関連研究機関が実施する基盤研究の全体計画を策定。平成25年には「地層処分基盤研究開発に関する全体計画(平成25年度～平成29年度)」を策定・公表し、現在、全体計画に基づいた研究開発を実施中。
- 一方、最終処分法における基本方針に基づき設置された原子力委員会放射性廃棄物専門部会が昨年秋に取りまとめた評価報告書において、研究開発等における関係行政機関等の間の一層の連携強化、基盤調整会議の運営の透明性確保、原子力発電環境整備機構は一層のリーダーシップを発揮し、実施主体・基盤研究開発機関一体で「真の全体計画」を策定すること、人材を継続的に確保・育成していくための方策の検討・充実が必要とされた。
- こうした動きを受けて、基盤調整会議のスクーの拡充等の見直しを行い、「地層処分研究開発調整会議」(以下、調整会議という。)として改変する(基盤調整会議は廃止)。

### 2. 調整会議の役割・機能

上記の背景・目的を踏まえて、以下の項目に関する審議・調整を行う。研究開発の対象としては、高レベル放射性廃棄物の地層処分、TRU廃棄物の地層処分等とする。

#### ①研究開発全体計画の策定

実施主体を含むわが国における地層処分に係る研究開発計画を記述した「地層処分研究開発に関する全体計画」を策定する。当面の計画として、平成30年度～平成34年度までの5ヵ年に関する全体計画を策定する。

#### ②研究開発の連携に関する調整

研究開発の効率的な実施、深地層の研究施設等の有効活用の観点から、研究開発に関する連携や役割分担の調整を行う。

#### ③成果の体系化に向けた調整

次期全体計画の策定を目的として、成果の体系化に向けた調整を行う。

#### ④研究開発の重複排除の調整

研究開発全体で重複や重要な抜け落ちが生じないように調整を行う。

### 3. 調整会議の組織・運営

#### 1) 参加機関と役割

会議は所管官庁、実施主体、関連研究機関、廃棄物発生者により構成され、2. に関する審議・調整を行う。

(参加機関)

経済産業省

文部科学省

原子力発電環境整備機構

日本原子力研究開発機構

産業技術総合研究所

電力中央研究所

量子科学技術研究開発機構

原子力環境整備促進・資金管理センター

電気事業連合会

日本原燃

#### 2) 組織構成と役割

運営会議を設置することとする。また、必要に応じ、運営会議の下に分野毎の作業部会や外部有識者による委員会を設置することができることとする。

### 4. 会議の公開

- 会議は原則公開とし、傍聴については、会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- 配布資料、議事要旨、成果物はHPを通じて公開する。ただし、特段の事由により非公開とする場合は、理由を明示するものとする。